

主な指摘事項【訪問看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び 手続の説明 及び同意	・重要事項説明書について、下記の点につき追加修正を行うこと。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ①法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。	1件
運営	運営規程	・運営規程で定める通常の事業の実施地域について、届出を行った実施地域との間で齟齬が見られたため、実際の実施地域を記載すること。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。	2件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。	1件
運営	掲示	・指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	1件
運営	秘密保持 等	・すべての従業者について、利用者又はその家族の秘密保持等にかかる誓約書を徴していないため、漏れなく徴して事業所に保管しておくこと。	1件

計6件